

下野市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

平成27年3月16日

訓令第6号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条の3第1項の規定に基づき、下野市役所地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、職員自らが環境負荷の軽減に対する意識を高めるとともに、環境に配慮した行政活動を率先して進めるため、下野市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の効果的推進に関すること。
- (3) 実行計画の進行管理に関すること。
- (4) その他実行計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民生活部環境課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる関係各課から、その長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策課	市民協働推進課	総務人事課	財政課	契約検査課		
税務課	安全安心課	市民課	社会福祉課	こども福祉課		
高齢福祉課	健康増進課	農政課	商工観光課	農業委員会事務局		
建設課	都市計画課	区画整理課	水道課	下水道課	会計課	議事課
行政委員会事務局	教育総務課	学校教育課	生涯学習文化課			
スポーツ振興課						